

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

通勤手当の非課税限度額が10万円に

Q：通勤手当の非課税限度額が引き上げられたようですが、いくらになったのでしょうか。

A：平成10年1月1日以後に受けるべき通勤手当から10万円になりました。

【解説】

交通機関の利用による運賃等の非課税限度額が、1カ月当たり5万円から10万円に引き上げられました。

この改正は、平成10年1月1日以後に受けるべき通勤手当について適用されますので、10年1月1日以前に受けるべきものを、時期を遅らせて10年1月1日以後に受けとった場合等については、新非課税限度額10万円は適用されませんので、5万円が非課税限度額となります。

また、10年1月1日以後に受けるべき通勤手当で、3月までに既に支払われた通勤手当については、今まで通り5万円を超える部分を給与として所得税の源泉徴収を行い、年末調整で新非課税限度額10万円を用いて、精算することになります。

なお、非課税限度額の改正は、最高限度額のみで、自動車等の交通用具を利用している人の通勤距離ごとに設けられた非課税限度額については、従来通りで変更はありません。

